

## 【機密性 1】

### 公立大学法人大阪情報セキュリティ対策規程

制定 令和4年4月1日 規程第293号

最近改正 令和8年〇月〇日 規程第〇号

#### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪情報セキュリティの基本方針に関する規程（以下「セキュリティ基本方針規程」という。）に基づき、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）における情報セキュリティの維持及び向上に関し必要な事項を定め、情報資産の保護及び活用に不可欠な情報セキュリティ対策を推進することを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 この規程は、法人の情報資産及び情報システムを運用、管理又は利用（一時的利用を含む。）する全ての者に適用する。

#### (定義)

第3条 この規程で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、セキュリティ基本方針規程及び公立大学法人大阪ICT 推進の基本方針に関する規程で使用する用語の例による。

2 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用者

法人の情報資産及び情報システムを取り扱う全ての者をいう。

(2) 部局

別表に定める部局をいう。

#### (部局)

第4条 部局に、部局等情報セキュリティ責任者及び部局等情報セキュリティ推進者を置く。

2 部局等情報セキュリティ責任者は、当該部局の情報セキュリティに関する権限を有し、責任を負う。

3 部局等情報セキュリティ責任者は、部局内の情報資産が適正かつ安全に運用されるように情報セキュリティに係る実施手順書を定めることができる。また、情報セキュリティの確保及び情報セキュリティ対策の強化を企画し、及び実施しなければならない。

4 部局等情報セキュリティ責任者は、当該部局の教職員等を対象とした情報セキュリティポリシー及び実施規程に関する研修を行わなければならない。

## 【機密性1】

5 部局等情報セキュリティ推進者は、部局等情報セキュリティ責任者を補佐し、当該部局における情報セキュリティ対策を推進する。

(情報の格付)

第5条 法人CISOは、情報資産の保護のために、機密性の観点から、情報格付及び取扱制限の指定並びに明示等に関する基準を定め、利用者に周知しなければならない。

(情報システムの管理)

第6条 法人CISOは、情報システムの安全確保のために、情報システムの設置、更新及び廃棄に関する基準をそれぞれに定め、利用者に周知しなければならない。

(通信状況の監視)

第7条 法人CISO、部門CISO及び部局等情報セキュリティ責任者は、セキュリティ確保のために、別に定めるところにより、あらかじめ指名した者にネットワークを通じて行われる通信状況の監視を行わせることができる。

(システム利用記録の採取)

第8条 法人CISO、部門CISO及び部局等情報セキュリティ責任者は、セキュリティ確保のために、別に定めるところにより、情報システムに関する利用記録を採取し、調査し、保存し、及び利用することができる。

(点検及び報告)

第9条 部局等情報セキュリティ責任者は、当該部局等における情報セキュリティ対策の実施状況について点検を行い、部門CISOに報告するものとする。

2 部門CISOは、各部門の情報システムにおける情報セキュリティ対策の実施状況に関する情報の収集及び分析を行い、その結果を法人CISOに報告する。

(兼務の禁止)

第10条 利用者は、情報セキュリティ対策の実施において、やむを得ない場合を除き、承認又は許可の申請を行う者とその承認者又は許可者は、同じ者が兼務してはならない。

2 利用者は、情報セキュリティ監査の実施において、やむを得ない場合を除き、監査を受ける者とその監査を実施する者は、同じ者が兼務してはならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、法人の情報セキュリティ対策に関し必要な事項は、法人CISOが別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

【機密性 1】

附 則（令和 5 年 3 月 28 日 規程第 106 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日 規程第 111 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日 規程第 158 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 27 日 規程第 227 号）

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 10 日 規程第 268 号）

この規程は、令和 7 年 9 月 10 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 ○ 月 ○ 日 規程第 ○ 号）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○別表（第 4 条関係） 大学

部局等情報 セキュリティ責任者	部局等情報 セキュリティ推進者	部局
国際基幹教育機構長	各部局の部局等情報セキュリティ責任者より選出された教授1人	国際基幹教育機構（公立大学法人大阪組織規程（以下「組織規程」という。）第 8 条第 4 項に定める組織を含む。）
研究推進機構長		研究推進機構（組織規程第 9 条第 5 項に定める組織を含む。）
現代システム科学研究科長		現代システム科学研究科
現代システム科学域長		現代システム科学域
文学研究科長		文学研究科／文学部
法学研究科長		法学研究科／法学部
経営学研究科長		経営学研究科／商学部
経済学研究科長		経済学研究科／経済学部
情報学研究科長		情報学研究科
理学研究科長		理学研究科／理学部

【機密性1】

工学研究科長		工学研究科／工学部
農学研究科長		農学研究科／農学部
獣医学研究科長		獣医学研究科／獣医学部
医学研究科長		医学研究科／医学部
リハビリテーション学研究科長		リハビリテーション学研究科
看護学研究科長		看護学研究科／看護学部
生活科学研究科長		生活科学研究科／生活科学部
創薬科学研究科		創薬科学研究科
監査室長	監査室担当課長	監査室
コンプライアンス推進室長	コンプライアンス推進室次長	コンプライアンス推進室（組織規程第30条第3項の規定によりコンプライアンス推進室が所掌するセンター及び室を含む。）
本部事務機構学長室長	本部事務機構学長室次長	本部事務機構学長室（組織規程第30条第4項の規定により学長室が所掌するセンター及び室を含む。）
本部事務機構総務部長	本部事務機構総務部総務課長	本部事務機構総務部総務課 （生活協同組合）
	本部事務機構総務部安全衛生管理課長	本部事務機構総務部安全衛生管理課（組織規程第30条第4項の規定により安全衛生管理課が所掌するセンター及び室を含む。）
本部事務機構人事戦略部長	本部事務機構人事戦略部人事戦略課長	本部事務機構人事戦略部人事戦略課（組織規程第30条第4項の規定により人事戦略課が所掌するセンター及び室を含む。）
	本部事務機構人事戦略部人事労務課長	本部事務機構人事戦略部人事労務課 保育園

【機密性 1】

		(教職員労働組合)
本部事務機構財務部長	本部事務機構財務部財務戦略課長	本部事務機構財務部財務戦略課
	本部事務機構財務部財務会計課長	本部事務機構財務部財務会計課
	本部事務機構財務部契約課長	本部事務機構財務部契約課
本部事務機構企画部長	本部事務機構企画部企画戦略課長	本部事務機構企画部企画戦略課
	本部事務機構企画部広報課長	本部事務機構企画部広報課
	本部事務機構企画部渉外企画課長	本部事務機構企画部渉外企画課 (組織規程第30条第4項の規定により渉外企画課が所掌するセンター及び室を含む。) (教育後援会) (同窓会)
本部事務機構情報戦略部長	本部事務機構情報戦略部DX推進課長	本部事務機構情報戦略部DX推進課(組織規程第30条第4項の規定によりDX推進課が所掌するセンター及び室を含む。)
	本部事務機構情報戦略部情報基盤課長	本部事務機構情報戦略部情報基盤課(組織規程第30条第4項の規定により情報基盤課が所掌するセンター及び室を含む。)
本部事務機構国際戦略推進部長	本部事務機構国際戦略推進部国際戦略課長	本部事務機構国際戦略推進部国際戦略課(組織規程第30条第4項の規定により国際戦略課が所掌するセンター及び室を含む。)
本部事務機構施設部長	本部事務機構施設部施設企画課長	本部事務機構施設部施設企画課
	本部事務機構施設部施設整備課	本部事務機構施設部施設整備課

【機密性 1】

	長	
	本部事務機構施設部施設管理課長	本部事務機構施設部施設管理課
本部事務機構学務部長	本部事務機構学務部教育推進課長	本部事務機構学務部教育推進課 (組織規程第30条第4項の規定により教育推進課が所掌するセンター及び室を含む。ただし、同規程第8条及び第9条に定める組織は除く。)
	本部事務機構学務部学生課長	本部事務機構学務部学生課 (組織規程第30条第4項の規定により学生課が所掌するセンター及び室を含む。ただし、同規程第8条に定める組織は除く。)
	本部事務機構学務部入試課長	本部事務機構学務部入試課 (組織規程第30条第4項の規定により入試課が所掌するセンター及び室を含む。ただし、同規程第8条に定める組織は除く。)
	本部事務機構学務部森之宮学務室長	本部事務機構学務部森之宮学務室
	本部事務機構学務部りんくうキャンパス事務所長	本部事務機構学務部りんくうキャンパス事務所
	本部事務機構学術研究支援部長	本部事務機構学術研究支援部研究推進課長
本部事務機構学術研究支援部学術情報課長		本部事務機構学術研究支援部学術情報課 (組織規程第30条第4

【機密性 1】

		項の規定により学術情報課が所掌するセンター及び室を含む。) 大学史資料室 恒藤記念室
本部事務機構産学官民共創推進室長	本部事務機構産学官民共創推進室長より指名された担当課長 1 名	本部事務機構産学官民共創推進室 (組織規程第30条第 4 項の規定により産学官民共創推進室が所掌するセンター及び室を含む。)
本部事務機構総合技術部長	本部事務機構総合技術部総合技術課長	本部事務機構総合技術部総合技術課
阿倍野キャンパス事務局事務部長	阿倍野キャンパス事務局総務企画課長	阿倍野キャンパス事務局総務企画課
	阿倍野キャンパス事務局人事課長	阿倍野キャンパス事務局人事課 保育園 (教職員労働組合 (阿倍野地区) )
	阿倍野キャンパス事務局施設課長	阿倍野キャンパス事務局施設課
	阿倍野キャンパス事務局学務課長	阿倍野キャンパス事務局学務課
	阿倍野キャンパス事務局財務課長	阿倍野キャンパス事務局財務課
	阿倍野キャンパス事務局研究推進課長	阿倍野キャンパス事務局研究推進課
	阿倍野キャンパス事務局医事運営課長	阿倍野キャンパス事務局医事運営課 (組織規程第30条第 5 項の規定により医事運営課が所掌するセンター及び室を含む。)
	阿倍野キャンパス事務局医療情報担当課長	阿倍野キャンパス事務局医事運営課情報システム担当、診療情

【機密性 1】

		報管理担当、DX推進担当
	阿倍野キャンパス事務局患者支援課長	阿倍野キャンパス事務局患者支援課（組織規程第30条第5項の規定により患者支援課が所掌するセンター及び室を含む。）
	阿倍野キャンパス事務局 MedCity21運営課長	阿倍野キャンパス事務局 MedCity21運営課
	阿倍野キャンパス事務局健康長 寿医科学センター開設準備室企画課長	阿倍野キャンパス事務局健康長 寿医科学センター開設準備室企画課

注1) 部局等情報セキュリティ責任者について、研究科長と学部長・学域長が異なる場合はそれぞれに責任者を置くことを認める。

注2) 大阪府立大学及び大阪市立大学の部局における部局等情報セキュリティ責任者と部局等情報セキュリティ推進者については、組織規程にある附則「旧大学の研究科長等に関する特例」及び「旧大学の担当に関する特例」に基づく読み替えを適用する。

○別表（第4条関係）附属病院

部局等情報 セキュリティ責任者	部局等情報 セキュリティ推進者	部局
総合診療科部長	各部局の部局等情報セキュリティ責任者より選出された教職員 1人	総合診療科
循環器内科部長		循環器内科
呼吸器内科部長		呼吸器内科
膠原病・リウマチ内科部長		膠原病・リウマチ内科
生活習慣病・糖尿病センター部長		生活習慣病・糖尿病センター
腎臓内科部長		腎臓内科
骨・内分泌内科部長		骨・内分泌内科
消化器内科部長		消化器内科
肝胆膵内科部長		肝胆膵内科
小児科・新生児科部長		小児科・新生児科

【機密性 1】

神経精神科部長		神経精神科
皮膚科部長		皮膚科
放射線科部長		放射線科
放射線治療科部長		放射線治療科
核医学科部長		核医学科
消化器外科部長		消化器外科
乳腺外科部長		乳腺外科
心臓血管外科部長		心臓血管外科
肝胆膵外科部長		肝胆膵外科
呼吸器外科部長		呼吸器外科
小児外科部長		小児外科
脳神経外科部長		脳神経外科
整形外科部長		整形外科
泌尿器科（腎臓移植）部長		泌尿器科（腎臓移植）
女性診療科（産科・生殖内分泌・骨盤底医学）部長		女性診療科（産科・生殖内分泌・骨盤底医学）
女性診療科（婦人科腫瘍）部長		女性診療科（婦人科腫瘍）
眼科部長		眼科
耳鼻いんこう科部長		耳鼻いんこう科
麻酔科・ペインクリニック科部長		麻酔科・ペインクリニック科
形成外科部長		形成外科
血液内科・造血細胞移植科部長		血液内科・造血細胞移植科
脳神経内科部長		脳神経内科
歯科口腔外科部長		歯科口腔外科
感染症内科部長		感染症内科
ゲノム診療科部長		ゲノム診療科
リハビリテーション科部長		リハビリテーション科
病理診断科部長		病理診断科
臨床検査科部長		臨床検査科

【機密性 1】

緩和ケア内科部長		緩和ケア内科
集中治療科部長		集中治療科
中央臨床検査部長		中央臨床検査部
中央放射線部長		中央放射線部
病理部長		病理部
中央手術部長		中央手術部
救命救急センター長		救命救急センター
集中治療センター長		集中治療センター
リハビリテーション部長		リハビリテーション部
内視鏡センター長		内視鏡センター
人工じん部長		人工じん部
輸血部長		輸血部
医療情報部長		医療情報部
薬剤部長		薬剤部
看護部長		看護部
栄養部長		栄養部
医療機器部長		医療機器部
医療安全センター長		医療安全センター 医療の質・安全管理部 感染制御部 新規技術・医薬品審査部
臨床研究・イノベーション推進 センター長		臨床研究・イノベーション推進 センター
化学療法センター長		化学療法センター
緩和ケアセンター長		緩和ケアセンター
高精度放射線治療センター長		高精度放射線治療センター
ゲノム医療センター長		ゲノム医療センター
患者総合支援センター長		患者総合支援センター
国際診療支援センター長		国際診療支援センター
先端予防医療部長		先端予防医療部

【機密性1】

		MedCity21
卒後臨床研修センター長		卒後臨床研修センター

○別表（第4条関係）高専

部局等情報	部局等情報	部局
セキュリティ責任者	セキュリティ推進者	部局
本部事務機構高専事務部長	本部事務機構高専事務部総務課長	本部事務機構高専事務部総務課
	本部事務機構高専事務部学務課長	本部事務機構高専事務部学務課
系・コース主任	教務担当副主任	総合工学システム学科